

食安輸発1118第6号
平成23年11月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産だいこんのイソプロカルブ、中国産まつたけのアセトクロール及び米国産アーモンドの2,4-D)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号(最終改正:平成23年11月18日付け食安輸発1118第5号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産冷凍だいこん、中国産生鮮まつたけ及び米国産生鮮アーモンドにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する(ただし、米国産アーモンドについては、別表第3のみを追加する)ので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、中国産だいこんのイソプロカルブ及び米国産アーモンドの2,4-Dについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
平成23年11月18日	中国	だいこん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(イソプロカルブ)	ZHANGZHOU DONGRI FOOD STUFFS CO., LTD.
平成23年11月18日	中国	まつたけ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセトクロール)	KUNMING V.START TRADING CO., LTD.
平成23年11月18日	米国	アーモンド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(2,4-D)	SHOEI FOODS (U.S.A.), INC